

令和4年第3回

伊根町議会定例会会議録

令和4年9月15日（第2号）

伊 根 町 議 会

令和4年第3回（定例会）

伊根町議会 会議録（第2号）

招集年月日	令和4年 9月15日 木曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	令和4年 9月15日 9時28分			議長	濱野茂樹	
	閉会	令和4年 9月15日 11時27分			議長	濱野茂樹	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	和田義清	○	6	大谷 功	○	
	2	上辻 亨	○	7	松山義宗	○	
	3	長谷川貴之	○	8	佐戸仁志	○	
	4	中嶋 章	○	9	濱野茂樹	○	
	5	山根朝子	○				
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	町長	吉本秀樹	○	保健福祉課長	石野 靖	○	
	副町長	上山富夫	○	地域整備課長	橋本利将	○	
	教育長	岩佐好正	○	教育次長	増井和彦	○	
	総務課長	鍵 良平	○				
	企画観光課長	千賀和孝	○				
住民生活課長	森田連三	○					
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	倉 正人	○	嘱託職員	奥野日菜	○	
会 議 録 署名議員	3番	長谷川貴之		7番	松山 義宗		
議事日程	別紙のとおり						
会議に付 した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

令和4年 第3回 伊根町議会定例会

議事日程 (第2号)

令和4年9月15日(木)

午前 9時30分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第49号 令和3年度伊根町歳入歳出決算認定について
(質疑)

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第 49 号 令和 3 年度伊根町歳入歳出決算認定について
(質疑)

会 議 の 経 過

令和4年9月15日(木)
午 前 9時28分 開議

◎ 開議の宣言

○議長(濱野茂樹君) おはようございます。

本日は、前年度の会計決算を審議する決算審査です。質疑の事前通告にご協力いただきました議員の皆様、ありがとうございました。建設的で活発的な議論を期待いたします。

本日の追加質問等もお受けいたしますが、円滑な議事運営に資するため、議員各位のご協力を何とぞよろしくお願いいたします。

なお、質疑は決算内容についてのみ受け付けさせていただき、質問の際は審議をスムーズに進めるため、決算付属書何ページ、もしくは決算書何ページと発言した後、質問をお願いいたします。

ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(濱野茂樹君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、議長において

3番、長谷川 議員

7番、松 山 議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員をお願いいたします。

◎ 日程第2 議案第49号

○議長(濱野茂樹君) 日程第2、議案第49号 令和3年度伊根町歳入歳出決算認定についてを議題とします。

初めに、質疑区分についてお諮りいたします。

慣例により、一般会計歳入歳出決算の歳入全般を一区切りといたします。一般会計歳入歳出決算の歳出のうち、1款議会費から7款商工費までを一区切りといたします。次に、8款土木費から14款予備費までを一区切り、合計3区切りとして質疑をお願いしたいと思います。

特別会計は、国民健康保険特別会計で、まず事業勘定歳入歳出決算を一区切りといたします。次に、伊根診療所勘定歳入歳出決算及び本庄診療所勘定歳入歳出決算を一括して一区切り、合計2区切りで質疑をお願いしたいと思います。

その他の特別会計は、会計ごとに区切って質疑をお願いしたいと思います。

以上のような区分で質疑を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(濱野茂樹君) 異議がないようでありますので、そのような区分で質疑を行います。

それでは、最初に、一般会計歳入歳出決算の歳入全般を対象として質疑を行います。質疑はありませんか。4番、中嶋議員。

○4番(中嶋 章君) すみません、総括表においてなんですけれども、事故繰越額が649万円と記載されているんですけれども、この内容について教えていただきたいんですけれども。

○議長(濱野茂樹君) 鍵課長。

○総務課長(鍵 良平君) それでは、決算総括表の一般会計の事故繰越額649万円について説明させていただきますと、この繰越額につきましては、例年6月定例会におきまして確定繰越額について事業ごとに財源を含めた計算書をお配りさせていただいております。本年も6月10日の6月定例会初日に配付させていただいたところでございますが、この649万円の内

訳、事業名と事業費を申し上げますと、普通財産管理費で5万8,000円、特産品開発事業で258万5,000円、観光施設整備事業で142万9,000円、伝統的建造物群保存事業で241万8,000円の繰越額でございます。

○議長（濱野茂樹君） ほかに歳入全般について質疑はありませんか。ほかにご覧いませんか。質疑がないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱野茂樹君） 異議なしと認めます。

よって、歳入全般についての質疑は終結いたします。

次に、一般会計歳出の1款議会費から7款商工費までを対象として質疑を行います。6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） 決算付属書の23ページの交通安全対策費のうちの免許証自主返納支援物品ですが、この中に（1）の個人番号カードの再交付という0件というのがあるんですが、個人番号カードの再交付と自主返納の支援物品と関連性はどのようなのかなど、ちょっと私、理解できませんが、説明していただければ。

○議長（濱野茂樹君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） それでは、ただいまご質問いただきました免許証自主返納支援物品の中での個人番号カードの再交付というあたりの事情についてのご説明を申し上げます。

運転免許証の自主返納につきましては、所轄の警察署の窓口で手続をしていただいております。しかしながら、本町では、高齢独居の方などで警察へ出向いて手続をすることが困難なので、免許証を返したいけれども、もう警察まで行くのが大変ですというようなご相談をいただいたことがこれまでにございまして、宮津警察署と協議を行って、町内の駐在所で手続できるように取扱いを今していただけるようになっております。現在、本町内では4か所、駐在所がございまして、そこで免許証返納手続を受け付けできる状況でございます。

ただ、この駐在所での手続の中で、免許返納の際に警察署まで行っていただいで返納手続をした場合であれば、運転経歴証明書というものを希望すれば交付されることが出来ます。この運転経歴証明書というのは、運転免許証と同様のサイズでご本人の写真がついておると。運転免許証のイメージのもので、運転免許証ではなくて運転経歴証明書、この証明書では自動車の運転はできませんというふうに表示してあるものなんですけれども、これは警察庁のほうから公的身分証明として利用が可能というふうに出されておまして、この駐在所では写真撮影とかができないために、この運転経歴証明書の発行に対応できないという状況でございます。

これに代わるものとして、公的身分証明としては、従来、議員もご承知のとおり個人番号カード、マイナンバーカードに写真がありますので、これで公的証明。従来、運転免許証を公的身分証明にお使いいただいていた方が、運転免許証がなくなったときに、この運転経歴証明書も持っていないという状況では、マイナンバーカードが公的身分証明に代わるものなんですけれども、この免許証返納の際に万一紛失しておってというような方がおられた場合、その再発行を行う場合の手数料、これを支援させていただくという意図の要綱でございます。

これは現在はマイナンバーカードなんですけれども、従前、顔写真入りの住民基本台帳カードで公的身分証明ができた。そのときからこういう制度でございまして、マイナンバーカードに切り替わって以降は、マイナンバーカードの再発行の対応をさせていただくというものでございます。

ちなみに、この再発行手数料は、免許証返納の際に公共交通機関、いねタクの回数券ですとか、丹海バスの回数券、これらの1万円分の支援とは別で対応させていただくという要綱になってございます。

ちなみになんですけれども、本町で駐在所の返納手続ができるようになってから以降、他の町の駐在所でも、一部できる駐在所が出てきたというようなことも聞かせていただいております。

○議長（濱野茂樹君） 2番、上辻議員。

○2番（上辻 亨君） 13ページの情報発信事業でいねばん、全協でも課長のほうから説明いただいたんですが、携帯で見られるように課長には教えていただいたんですが、住民さんにも結構やり方が分からんというような方もおられまして、このことについて周知するような考えはございま

せんか。

○議長（濱野茂樹君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） タブレットと携帯のひもつけのことですけれども、広報のほうでは毎年1回程度は周知させていただいております。その点がまだまだ住民の方々に広がって理解いただけていないということであれば、今後も周知は引き続き行っていきたくて思っております。よろしくお願いたします。

○議長（濱野茂樹君） 7番、松山議員。

○7番（松山義宗君） 決算付属書の19ページです。ふるさと応援事業の中の寄附の状況の中で、指定なしというのが794万1,000円、その下の表で積立額に振り分けた、この指定なしを振り分けたのかどうなのかちょっとお聞きしたいのと、小計が合わないということですね、手数料なのかどうなのかちょっとお聞きしたい。

それから、決算書の65ページです。同じくふるさと応援事業なんですけど、その中に収納事務私人委託手数料8万7,528円ってあるんですけど、この私人というのはどういうことなのかちょっとお示しいただきたいと思います。

○議長（濱野茂樹君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） それでは、決算書19ページの表について説明させていただきます。

ふるさと納税、使途の指定のないふるさと納税につきましては、伊根町ふるさと応援基金条例第2条第2項の規定によりまして、町長が指定をして積み立てるということになっておりまして、また、第4条のほうでは、基金として積み立てる額は、寄附金の額から寄附金の募集に必要な経費を控除した額とすると規定をされております。

よって、令和3年度のふるさと納税の積み立てに当たりましては、寄附に要した費用としまして、先ほどもう1個質問いただいております収納事務の私人委託手数料8万7,528円と、ポータルサイトを經由して支払いを行っています返礼品の調達、発送等の業務委託658万1,848円の合計666万9,373円を経費としておりまして、これを使途指定のない寄附であります794万1,000円から控除いたします。残り127万1,627円を町長のほうが条例の規定に基づきまして、今年度につきましては観光振興に係る事業を指定して積み立てを行っているものです。

積立額のほうの小計欄781万321円につきましては、寄附金の合計額1,447万9,694円から、先ほど申しました寄附金の募集に要した経費666万9,373円を控除した額となっているものです。たまたま金額が使途指定のない額と類似しているの、ちょっとお分かりにくい表になっていたかと思っております。

すみません、もう1点、私人委託の手数料につきましては、ふるさと納税の寄附に際しまして、クレジット決済等の手数料が必要になってきますので、そういった決済手数料につきましては、地方自治法の規定によりまして収納代行事務者を指定させていただきますので、その手数料を私人委託手数料としてお支払いをしているものです。

○議長（濱野茂樹君） 3番、長谷川議員。

○3番（長谷川貴之君） 決算付属書の18ページです。（4）番の伊根町デマンド交通予約システムの構築ということで、システム業務の構築で990万円の計上がされておりますが、これは本格運行前に係わる単年度のシステム構築という費用の理解でいいのか。

また、翌年度以降、システムに関していろいろと改善や改修が出てくる場合があるかと思うんですが、その辺の費用についてはどれぐらいかかるものなのか、もし分かれば教えてください。

○議長（濱野茂樹君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） 990万円につきましては、システムの開発に要する経費として、令和3年度のみ経費となります。令和4年度につきましては、システムの運用保守費を198万円計上させていただいております。これは今後も必要となる経費でございます。

また、システムの改善に要する費用のご質問ですけれども、どのような改修をするかによって金額は変わってくるものでありまして、今の時点で金額をお示しすることはできないかなというふう

に思っております。

○議長（濱野茂樹君） 5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） 決算付属書の16ページで、予約型乗合交通運行に係る事前準備というところがありまして、そこで事前準備の段階で、乗降位置について調整をしたというふうな記載があるんですけども、これはドア・ツー・ドアで運行するというのが基本かなと思ってはいたんですけども、現状ではそうになっていないところもあるというふうに聞いていまして、この乗降位置についての調整というのはどのようなことで行われたのでしょうか。また、今後、改善の方向は考えておられますか。

○議長（濱野茂樹君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） いねタクにおきましては、自宅を乗降場所に登録することを基本としておるところですが、自宅前の道幅が狭い場合などにおきましては、自宅付近を登録させていただいております。

令和3年度に実施しました事前準備業務におきましては、全ての乗降場所を運転手に確認させているものではございません。乗降場所の登録につきましては、利用申込みをいねばんでいただいた後、役場のほうがマップ上でポイントを指定し、登録完了通知に併せまして利用者の方にここになりましたというお知らせをさせていただいております。マップ上、自宅玄関付近には配車ができないと思われる場所でありまして、実際に車が配車できる場所でありましたら、利用者の方や運転手からの申出で場所の変更はさせていただいております。その他ご相談いただければ、場所の変更については協議をさせていただきたいと思っております。

ただ、地元の方ですと、通常通行できる道路でありまして、不慣れな道に不慣れな運転手が運行できるかどうかということもありますので、利便性と安全性を考慮の上、決定させていただきたい、対応させていただきたいということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（濱野茂樹君） 5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） 要するに、これちょっと私、これまで聞いている意見が家まで十分入ってこれるのに近くまでしか来てくれないというふうな意見も数名から聞いているんですけども、そういう場合は、その方が家の近くまで来れるんじゃないかという電話を役場のほうにさせていただいたら調整してもらえるとということによろしいですか。

○議長（濱野茂樹君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） ご相談いただければ対応させていただきます。

○議長（濱野茂樹君） 3番、長谷川議員。

○3番（長谷川貴之君） 先ほどと同じ決算付属書の18ページです。定住促進事業の中のお試し住宅、この中に伊根町住民を対象に目的外使用を行ったとございます。この目的外使用はどういった内容だったのか。また、今後も町民であれば、そういった目的外使用ができるのかお聞かせください。

○議長（濱野茂樹君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） 今回の目的外使用につきましては、令和3年度のお試し住宅は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から募集を停止しておりました。募集をしておりますので、住宅の清掃などにつきましては、町の職員のほうで対応させていただいております。そういう対応をしているときに、町内の方が住宅を改修するために、一時的な住まいがないかなというお探いをされているというご相談をいただきまして、お試し住宅として使用していないのであれば、短期間使用したいというご相談をいただき、清掃等の管理を町の職員がやっている状況でありましたので、建物の維持保存の観点からも、そういった町民の方に貸出しすることができないかなという検討をさせていただいたところです。

お試し住宅につきましては、移住希望の方を対象に貸し出すという制度としておりましたので、町民の方を一時的に利用させるというところで目的外使用という整理をさせていただきました。

募集のほうを8月にいねばん上で行ったんですけども、当初設定しておりました期間には募集がありませんでした、9月の終わりに1件の応募がありましたので、先着順として利用を決定させていただいたところです。

今年度以降につきましては、現在、お試し住宅は、お試し住宅の利用促進と関係人口創出を目的に、昨年度、京都府さんのALL DOSHISHA教育推進プログラムという制度の下で、学生から提案がありましたおてつたびの宿泊場所として利用しております。

次年度以降もおてつたびの参画事業者さんが引き続きという希望があるようであれば、この使用方法を継続していきたいと考えておまして、令和3年度に行った目的外使用を今後行う予定はございません。

○議長（濱野茂樹君） 7番、松山議員。

○7番（松山義宗君） 大変おかしいなと私は思うんですが、時を同じくして、本庄のお試し住宅、同じようにボランティアが来るので一晩貸してくれという話をしたんですが、それはすぐにいやいや、駄目ですよ、目的外使用ですからということと言われたんですけども、その話を課長はご存じなのか、担当者で終わってしまったのかよく分かりませんが、片方ではそれをやって、片方ではそれが駄目というのはどういうことなのか。

それと、今後それをやらないというのは、またどうしてやらないんですか。同じように、一度前例をつくってしまったのであれば、ちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思いますけれども。

○議長（濱野茂樹君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） すみません、本庄のほうの件につきましては、ちょっと今、記憶がございませんので、また確認をさせていただきたいと思っております。

前例とおっしゃられるご質問についてなんですけれども、新型コロナウイルス対策で町外からの利用を停止させていただいているという前提がある中での町内の方に使用させるという目的外使用でありますので、今後、感染がまた拡大をいたしまして、町外の方が受け入れられないという状況があれば、またそこは状況が変わってくると思いますが、現在ですと、感染第7波がある中ではございますが、おてつたびという制度の下で、町外の方が関係人口創出を目的として仕事をしながら伊根町に来て、仕事をしながら旅をするという制度で使用しておりますので、できれば、そういう形で町外の方が利用するというところで使用したいというふうに思っているところです。

○議長（濱野茂樹君） 7番、松山議員。

○7番（松山義宗君） 私が電話して貸してくださいと言ったときのことが記憶にないというふうにおっしゃっているということは、電話を受けたりどうこうしたときというのは、課長までそれが伝わっていないことというのが多々あるというふうに考えていいんですか。担当者の方が勝手に判断をされて、駄目です、いいですというようなことが言えるということではないんですかね。

○議長（濱野茂樹君） 休憩します。

休憩 9時55分

再開 9時57分

○議長（濱野茂樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） すみません、相談等が課長まで上がらないことが多々あるのかということですが、多々あるとは答えられないんですけども、なるべくそういった場合は口頭受理簿を書いて上席まで上げるように指示はしているところでございます。

○議長（濱野茂樹君） 7番、松山議員。

○7番（松山義宗君） 住宅の改修によって、ちょっと貸してもらえないだろうかというふうな相談があったということだと思うんですが、その相談が一職員にあったものなのか、課長にあったものなのか、町長にあったものなのか、副町長にあったものなのか、ちょっとそこをお聞かせください。一般に入ってこられて、ただ窓口でそれを言われたのか。

○議長（濱野茂樹君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） 企画観光課のほうにお話が来た経過につきましては、その方、まず町営住宅に一時的に入りたいというご相談をされたんですけども、町営住宅はそういった使用はできませんというところで、住宅担当のほうも何かほかの手立てがないかなというところで、企画のほうにお試し住宅を使っていないんですよという形でご相談をいただいたものです。

○議長（濱野茂樹君） 2番、上辻議員。

○2番（上辻 亨君） 決算付属書57ページ、可燃ごみ処理、また不燃ごみ処理対策事業ということで、全協でゴミ袋を作るのにどれぐらいの費用がかかるのかということをお聞きしたんですが、費用はこれには載っていないということで回答いただいたんですが、ゴミ袋を作るのに関して業者さんに委託をされておるとお思います。その中で、可燃ごみの袋は大・中・小とありますね。でも、不燃ごみは大・中としかないんです。住民の皆さんから小の袋がないかというふうに聞かれておるんですが、その辺を今後作るような計画とかいうのはありませんか。

○議長（濱野茂樹君） 森田課長。

○住民生活課長（森田連三君） 当町のごみ袋でございますが、民間の事業者の方が自分の会社の事業として袋を製造して販売しておられるということでございます。どこの業者を指定しておるかというところにつきましては、宮津市、与謝野町が公募をかけて、その中で採用された事業者をうちのほうも指名をさせていただいております。ですから、ゴミ袋の種類を増やせないかということについては、当町のほうも要望としては申し上げることはできるんですけども、事業者のほうであまり種類を増やすと、置き場所云々、いろいろ社内の状況もあるようでございまして、なかなかうちの意思のとおりには進まないという現状がございますので、現状のままお使いをいただきたいというところでございます。

○議長（濱野茂樹君） 2番、上辻議員。

○2番（上辻 亨君） 不燃ごみについては小さいものでほかしたい。けど、中の袋だと袋がもったいないというような声を聞いておるんです。そういうところを今後、検討、婦人会さんとか、そういうところに一度聞いていただきたいなというふうに思うんですが、その辺いかがですかね。

○議長（濱野茂樹君） 森田課長。

○住民生活課長（森田連三君） 状況をお聞きする分には、うちのほうもやぶさかではございません。

また、小の袋ができないかという相談についても、事業者のほうと引き続き協議はさせていただきますと思います。

○議長（濱野茂樹君） 7番、松山議員。

○7番（松山義宗君） 決算付属書の34ページです。民生費について伺います。

民生委員、今年が改選になろうかと、新しい方になるんじゃないかと思われましても、令和3年度の中で、お宅を訪ねただけでも、いらっしゃらなくて、役場に問合せたら、入院されていますよというようなことがあったという話をちょっと伺ったんですが、保健福祉と要するに行政というか、職員の方というのは、一本の串刺しのような感じがするんですが、民生委員の方はなかなか情報を伝えていただけないというふうなことをおっしゃっています。

新しい来年度になるに向けて新たな守秘義務、民生委員の方も守秘義務があって、役場の方も守秘義務があるにもかかわらず、何をしゃべっても守秘義務があるから大丈夫だということで、情報の共有をできないかなと思うんですが、その辺はいかがでしょう。

○議長（濱野茂樹君） 石野課長。

○保健福祉課長（石野 靖君） 確かに役場、行政として動く部分での守秘義務の問題、さらには民生委員さんの守秘義務の問題、かなり難しい点がございます。

前段でありました入院のことですが、それについても役場がどこまで誰の入院を知っているか、全部が全部把握し切れておりません。当然し切れていない中で、入院されたからといって、じゃ、担当地域の民生委員さんに都度教えるか、当然教えません。なかなか教えられること、教えられないこと、そういう中で民生委員さんが活動する中で、守秘義務で縛るわけではないんですが、どういった情報が知りたいのか、提供できる情報なのか。毎月、定例会、全員集まっての定例会であったり、旧村ごとでミニ集会などされている中で、悩みを持たれたときには、同じ地域の委員さんに聞いてみるとか、全体で聞いてみるとか。役場のほうは何もかも秘密にするわけでもないですが、一定お教えできる場所もある中で、もう少し具体的に相談をいただければ、対応策なりが見えてくるのかなと思うところなので、一方的には知り得た情報を教えることは今後もありませんが、どういったことで活動に困っておられるのか、もう少し相談しながら、円滑な活動ができるようにこち

らもお願いしていきたいと思っております。

○議長（濱野茂樹君） 3番、長谷川議員。

○3番（長谷川貴之君） 決算付属書の22ページです。持続可能なまちづくり調査研究としてアンケート調査を2回実施されております。つい先日も郵送によるアンケート調査が送られてきましたが、せっかく住民さんに直接意見を聞く取組だと思いますので、やはりいねばんによるアンケート調査よりも、郵送によるアンケート調査のほうが回答率が非常に高いんですが、今後、もう少し回答率を上げていくような方法や取組、その辺がお考えがあれば教えてください。

○議長（濱野茂樹君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） ご指摘のとおりいねばんをいたしましたまちづくりアンケートの回収率が13.8%は、町のほうも低いと思っております。これまで総合計画等の際のアンケート回収率が約3割ということでございましたので、最低限そのレベルは必要じゃないかなというふうに思っているところです。

一方、いねばん利用動向調査、これ紙ベースで行ったんですけれども、これは回収率が53.6%でして、これは想定以上の回収率でありました。

議員おっしゃられるようにいねばんのアンケートより紙ベースのほうがまだまだ伊根町ではなじむのかなと思うところでございます。

先日発送いたしました公共交通に関するアンケートにつきましては、紙ベースに加えまして、QRコードからオンライン回答もできる形を取っているところです。

今後も様々なアンケートをお願いすることがあると思っておりますので、回収率を上げる手法として、こういったハイブリットの形を取るとか、本当にできるかどうかはちょっと置いておいて、インセンティブをつけるとか、そういったことも必要ではないかなという課内の中での検討はしているところでございます。

○議長（濱野茂樹君） 4番、中嶋議員。

○4番（中嶋章君） すみません、付属書21ページの再生可能エネルギー活用型地域振興事業でお尋ねします。各3つのプロジェクト、1、2、3と、総額5,486万8,000円を要したんですけれども、各プロジェクトごとのどれだけ事業費かかったのか。多額の費用が各事業に使われたと思うんですけれども、1の太陽光発電導入に向けたEV活用デマンドモビリティ実証、これは実現をいねたくでされたんですけれども、プロジェクト2の事業、プロジェクト3の温泉熱を活用した事業、コンサルタントの調査で多額の費用が使われたが、今後も引き続き、それを生かして検討されるのか、その辺お尋ねしたいと思います。

○議長（濱野茂樹君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） それでは、各プロジェクトに要しました費用をご報告させていただきます。

プロジェクト1の費用が3,964万4,000円、プロジェクト2が940万5,000円、プロジェクト3が198万円。それに加えまして、どのプロジェクトにも当たるものではなく、検討会などの費用としまして383万9,000円となっているものでございます。

それから、プロジェクト2、3の今後についてなんですけれども、プロジェクト2につきましては、大規模太陽光発電というエネルギーを残土処分場がいっぱいになったときにできないかなという検討に結びつくものでございまして、引き続きここは検討させていただきたいと思っているところです。

プロジェクト3の温泉熱等の新たな利活用策検討につきましては、令和2年度、令和3年度で産品開発という目的で調査を行ってきたところですが、なかなか再エネを使った産品開発は難しいというところで、令和4年度につきましては、漁港施設とか農業施設のほうで再エネの活用ができないかという方向転換をいたしました検討をさせていただいているところで、引き続きエネ高の10分10の補助金が採択いただけるのであれば、検討のほうは引き続き行っていきたいと考えているところです。

○議長（濱野茂樹君） 5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） 決算付属書の22ページで、持続可能なまちづくり調査の研究事業があり

ましたけれども、いねばんの利用動向の調査を行われて、使い方が分からないという方もあったように記載があります。これはやはりこの方たちには何か対応が必要と思うんですけども、実際に家まで行って使い方を指導するとか、そんなに大勢の人数ではないと思うんですけども、何か対応が必要と思いますが、どう考えておられますか。

○議長（濱野茂樹君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） 実際のアンケートで使い方が分からないというご回答は4件ありました。匿名のアンケートのため、どなたが回答されたかというところまでは分かりませんので、そのご回答いただいた方を直接訪問するなどの対応はできていないところでございます。

今年の3月に行いましたいねばんの未起動端末の調査におきましては、114の端末が未起動という状況でありました。いねばんは情報受信端末ですので、コンセントを指していただいて、電源をオンにさせていただきただけで、特段操作なくても行政情報は受け取ることができるものですので、今後も広報等でそういった周知を図らせていただきたいと思います。

また、4月からいねタクの予約システムをいねばんに搭載いたしましたから、今まで未起動であった端末が、いねタクを利用するために起動される状態になったという事例もございまして、今後、10月に老人会を対象にいねタクの操作説明会を予定しているんですけども、そういった場でも周知を図らせていただきたいと思いますというふうに思っております。

端末が不具合があった場合などは、戸別にお宅にお邪魔しまして対応させていただいておりますので、操作方法につきましても、ご相談いただきましたら戸別の対応は検討させていただきたいと思います。

○議長（濱野茂樹君） 6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） 決算付属書の43ページ、児童福祉施設費の保育所管理運営費でございます。伊根保育園の定員が45のところを入所者数が決算上では46人というふうになっております。以前は定員の管理というのは厳格であったように思っておるわけなんですけど、近年、国のほうでも弾力化が認められているというふうに聞いておりますが、伊根町での何人ぐらいならオーバーしてもオーケーというような判断基準がありましたらお聞かせください。

○議長（濱野茂樹君） 石野課長。

○保健福祉課長（石野 靖君） 大谷議員からの保育所の定員を超えた受入れのことをお答えさせていただきます。

京都府から指導監査を受けたり、分からないことがあったら京都府に監査以外でも聞いたりさせていただくんですが、定員を超えて受入れが可能かどうか問い合わせましたところ、恒常的でない限り、2割程度なら定員を超えて受け入れてもよいと指導いただいておりますので、今回、定員を超えておりますし、実は令和4年度も定員を超えた受入れになっているんですが、2割程度の範囲内ですので、京都府さんの指導の下、この状況で運営していこうと考えております。ですから、何人とかそういったものを明確に今言えるものがないんですが、例えば伊根保育園でしたら1歳児から5歳児まで受け入れておまして、年齢ごとにもまたいろいろな条件変わってきますので、何人ということは答えられませんが、2割程度ならよいという回答をいただいておりますので、その辺で運営していこうと考えております。

○議長（濱野茂樹君） 3番、長谷川議員。

○3番（長谷川貴之君） 決算付属書の61ページです。（2）番の移住促進住宅整備事業補助金ということで、空家改修支援事業補助金交付要綱では、対象の空き家については、以前の条件としまして、転入してから1年未満ということがあったかと記憶するんですが、令和3年度から賃貸は対象外ということが追加されております。移住者の受入れや受入れの推進を考えますと、転入者は1年以内に登録空家の取得が条件となりますと、大変厳しい条件かなと思われまして。令和3年度にこの住宅を取得ということの追加された経緯と、また補助金の不正受給を防ぐために、補助金の返還等でそういったことは明記できないものか、その辺お聞かせください。

○議長（濱野茂樹君） 橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） 長谷川議員からのご質問ですが、まず今までから確かに1年以内に計画を出してもらうという縛りはもともとからありまして、令和3年度から確かにまず取得だけ

が条件で、賃貸借については外したということがありました。その経緯につきましては、実際に貸借した住宅の移住者について、処分制限期間内に転出する方がかなり多くて、移住から定住につながる事案が多く、今回、改正を行ったものです。

あと補助金の返還について明示できないかということなんですけれども、補助金の返還については、交付要綱のほうで9条で決定の取消し事項、10条のほうで補助金返還事項という条項は以前から設けておまして、実際に補助金交付から5年以内の譲渡や取壊しや転居した場合には、補助金返還対象とさせていただいております。建物にも制限があつて、改修後10年間は移住者用の住宅空家として活用しなければならないという計画がありますので、これができなくなれば同様に補助金返還という形になっております。

ちなみに、貸借の場合の転居者が多かったという事案が平成25年から令和3年度までの空き家の賃貸借の件数で、この要綱によって補助金を行ったものが9件ございまして、そのうち5件、半数を超える部分について転居されておると、それが10年以内のうちに。空き家の取得の場合は13件ありまして、うち10年以内の転居は、ちょっと事情が分かりませんが、1件のみでした。このような移住はしやすいんですけれども、すぐ出て行ってしまう状況も、ちょっと定住につながらないということで、貸借のほうについては外させてもらったという経緯となっております。

具体的にまた事案等を住民の皆さんから聞かれた場合には、何らかその中でも対応できる方法がないか相談は受けたいと思いますので、また担当のほうにもご相談いただければと思います。

以上です。

○議長（濱野茂樹君） 6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） 決算付属書の54ページ、上のほうの（3）合併処理浄化槽維持管理補助金の件ですが、説明では、これの交付されなかった方は、不適切な管理のため交付されなかったというふうに聞かせてもらったんですが、どういう管理のときに不適切な管理であったのかということと、それから衛生指導上、こういう不適切な管理を許されているのか、また罰則みたいなのはないのか、そこらをお聞かせください。

○議長（濱野茂樹君） 森田課長。

○住民生活課長（森田連三君） 浄化槽法に基づいての内容になるんですが、浄化槽の管理者、所有者や管理者、実際に使っておられる方には、水質検査を年1回実施するということと、保守点検を年3回以上、それから清掃ということで、汚泥の引き抜きを年1回以上実施することが義務づけられております。これらの法定の維持管理を実施していただくということと、水質検査結果が良好であるということが補助要件となっております。

よくあるパターンといたしましては、保守点検と汚泥引き抜きはやっていただけるんですけれども、実際の使用に支障がないということで、なかなか水質検査のほうを省略されているというパターンが多かったということでございます。それが現在もありまして、そういった方は適切な管理とは言えないので、補助金の交付をさせていただいていないというところなんです。

この補助金の趣旨としては、そういった水質検査までも含めて法定の維持管理をしていただくということが目的でございますので、そのための補助金ということでございます。

あと罰則なんですけれども、不適切な管理をされておられる場合には、一応過料が課せられるという、そういうことはございます。ただ、今まで過料を課したという経過はございません。

○議長（濱野茂樹君） 6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） 水質検査なんですけど、これは各自で保健所に持って行って検査をしてもらうということなんでしょうか。

○議長（濱野茂樹君） 森田課長。

○住民生活課長（森田連三君） 水質検査につきましては、指定業者が京都府の北部地域では1社しかございませんので、そちらの会社から1年に1回往復はがきが届きまして、検査をしますか、しませんかという回答を返します。それを返したら、その指定業者が検査に来て、検査結果を自宅のほうに郵送するという、そういう流れになっております。

ただ、1年検査が飛んでしまったりした場合などに、その翌年にはがきを送ってこないということがどうも起こっておるらしくて、そのままずるずると水質検査をしないという、そういうケー

スがあるようでございます。

○議長（濱野茂樹君） 4番、中嶋議員。

○4番（中嶋 章君） すみません、付属書34ページ、決算書85ページです。社協さんが行っておられます福祉有償運送事業の件なんですけれども、これに106万2,478円の補助金が使われております。実際、何人ぐらいの従事に携わっておられる方がおられるのか。令和3年度はどれだけの利用者があったのか。4年度、いねタクが実施されて、重複するようなところはないのか、その辺はいかがでしょうか、お聞かせください。

○議長（濱野茂樹君） 石野課長。

○保健福祉課長（石野 靖君） ただいまの質問は、事前にお聞かせいただいておりますので、事業を実施されております伊根町社会福祉協議会のほうに問い合わせしております。そこで、事業に従事されている方、運転手の登録は7人、利用の状況ですね、実人数、登録されている方が47人おられまして、延べの利用回数として、令和3年度は496回のご利用があったと聞かせてもらっております。

後段の質問の令和4年度以降、いねタクとのところですが、町外の医療機関へのご利用が多いように聞いておりますので、いねタクが運行されたことによって、この事業にどのような影響がと言われましても、利用される方が町外へという方とのすみ分けがうまくできているのかなと考えております。

○議長（濱野茂樹君） ほかに議会費から商工費まで質疑はございませんか。4番、中嶋議員。

○4番（中嶋 章君） 付属書37ページ、決算書89ページです。障害者地域生活支援事業です。これは与謝野町との共同業務事業として、伊根町は手話通訳者の今育成ということで事業をされているんですけれども、伊根町には何人の今、手話通訳者がおられるのか。それで十分機能している、足りているのか、その辺はいかがなんでしょうか、お聞かせください。

○議長（濱野茂樹君） 石野課長。

○保健福祉課長（石野 靖君） この質問も事前にお聞かせいただいておりますので、この事業をされております与謝郡聴覚言語障害センターのほうに問合せさせていただきました。町内の手話通訳の方ですね、このセンターの職員としては、伊根町の方はおられないということですが、伊根町内に手話通訳者は1人おられて、その方はこの事業の派遣事業として活動されているように伺っております。

あと後半のほうの質問になりますが、通訳者が十分足りているかという質問ですが、まず依頼には対応できているというところがあるようですが、近年の状況を聞かせていただきますと、このコロナ禍の中、病院への通院、介助は困難、大変だったように聞かせていただきました。じゃ、コロナがなかったらどうかと聞くと、コロナ前だったら、今度、行事が多くあって、派遣の調整が大変だとは言っておられます。いずれにしても、依頼いただいた分には何とか対応できているようには聞かせていただきましたが、十分かどうかという、十分とは言えないのが現状だということのようでありました。

○議長（濱野茂樹君） ほかに質疑はございませんか。4番、中嶋議員。

○4番（中嶋 章君） 付属書63ページ、決算書125ページです。有害鳥獣対策事業のことで、すけれども、実際、令和3年度では捕獲された猿が10頭、鹿が81頭という数が上がっているんですけれども、これは計画によってこういう調整駆除ができたのか。私は思うんですけれども、まだまだ数は猿も鹿も増えているように思いますけれども、今後どういうふうに計画数をされるのか、その辺はいかがでしょうか、お聞かせください。

○議長（濱野茂樹君） 橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） 有害鳥獣対策の事業での駆除頭数の件につきましては、まず計画につきましては、現在、令和2年度から令和4年度の3か年計画により捕獲を実施しております。その計画の中で3か年とも毎年、猿は20頭、鹿は雄雌合わせて30頭を目標としております。令和3年度では、猿が目標値である20頭の半分の捕獲、鹿は目標値である30頭に対し51頭多い81頭の捕獲という結果となっております。令和2年度については、猿が20頭中24頭捕獲しました。多かったんです。鹿につきましても、30頭の目標中51頭捕獲したというような状況となって

おります。

鹿は前回の令和元年度までの計画におきましては、5分の1の6頭、計画自体で6頭程度の計画だったんですけれども、令和2年度から増やしております。それで実施をしておると。令和4年度に、また今年度ですが、見直しを行い、令和5年度の計画を立てるに当たっては、確かに鹿の実情が多くなっておるとお思いますので、そのあたり捕獲頭数を増やして、目標設定を増やして実施していきたいと考えております。

また、猿の話なんですけれども、猿の場合だけは、有害鳥獣とは別に管理捕獲という捕獲を行っています。全滅はさせるなどというような計画が京都府のほうにありまして、雌猿何頭残して、ほかには捕獲するとか、そういった処分がありますので、その計画と調整するために、ここでいう有害鳥獣の猿というのは、群れから離れた離れ猿を対象に捕獲したもののみを計上しておることを補足としてご説明いたします。

以上でございます。

○議長（濱野茂樹君） ほかに質疑はございませんか。質疑がないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱野茂樹君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は終結いたします。

次に、一般会計歳出の8款土木費から14款予備費までを対象として質疑を行います。2番、上辻議員。

○2番（上辻 亨君） 決算付属書で75ページ、住宅費ということで、本坂団地、退去に伴う修繕ということで53万9,000円という、1件なのに53万9,000円というような修繕があった。どのような修繕だったかということをお聞きしたいのと、現在、1件退去されたということで、6件、空き家というのか、空きができたということで、筒川本坂団地は入居される希望者が少ないんですが、今後何か対策は考えているのでしょうか。

○議長（濱野茂樹君） 橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） 本坂団地の修繕につきましては、内容を具体的に何が何ぼというのは、ちょっと出しにくいんですけれども、あそこの住宅につきましては、平成1桁台に建設されて、かなりの年数がたった住宅なんですけれども、長期間入居されとった方が退去されたところで、床だとか壁、壁のクロス張り替えとかは常にあるんですけれども、壁の中側自体もちょっと直しが必要なところとか、あと普通の開き戸が完全に壊れておるとか、そういった短期間で使うよりも、かなり幅広い修繕が必要というところで修繕を行っております。

本坂団地、確かに現在空きが多いんですけれども、本坂団地につきましては、公営住宅法上の住宅ということで、かなり厳しめの所得制限がございます。応募者は年に数回問合せはあるんですけれども、まず収入を確認させてもらおうと、入る基準を満たしていないとか、そういった状況。また、実際に行ってもらったときには、場所的にちょっと不便なのでここはというふうに断られるケースが結構ありました。

今、住宅長寿命化計画の制定も遅ればせながら進めておるんですけれども、公営住宅と定住化促進住宅、あと特定公共賃貸住宅は本庄だけにあるんですけれども、中堅者向けの住宅、複数の階層に分けて整備は行っておるんですが、公営住宅に入るべき低所得者の割合は、当然年齢に応じてどんどん少なくなっていく。将来見通しで30年後には、これも確かな数字は出せないですけれども、五、六件がその住宅に入れる人の割合だろうというような試算も出ておまして、実際に公営住宅を規模縮小して、定住促進住宅なり中堅者向けの住宅を需要に応じて配備していくような方法が必要になるのではないかと考えております。

今の本坂団地については、もうすぐに耐用年数も迎えますので、それまで一応入居は募集して、何かあった場合に入れる状態は確保すべきなんですけれども、そこから徐々に住宅の戸数自体を調整していくこととしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（濱野茂樹君） 3番、長谷川議員。

○3番（長谷川貴之君） 決算付属書の79ページです。中段の消防団の活動服の購入の件なんです。服装基準の改正により更新したということです。基準の改正というのは、旧活動服には基準が適合しなかった部分があるのか。その新旧の活動服での基準の差がどこなのか。また、前回の更新年度がいつだったのか。消防団の活動日数や、旧活動服の品質やそういったものを考えましても、一部の更新でもよかったのかなと思います。基準改正があれば、全国の自治体が一斉に更新するものなのか、その辺の基準についてお聞かせください。

○議長（濱野茂樹君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） それでは、ただいまの消防団の活動服の購入の件につきまして回答を申し上げますと、まず服装基準の改正によってでございますが、この今回の制服の基準が改正されました経緯としましては、議員立法によります法律、平成25年法律第110号でありますところの消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、これに基づきまして消防団員服制基準が改正されたことによるものでございます。

この基準の適合につきましては、今回整備させていただきました前の活動服につきましては、改正前の基準による整備を行った活動服でございますので、その基準が改正されておりますので、そのままでは基準に適合しなかったということになります。この基準の改正につきましては、消防組織法第37条に基づく助言として、消防庁から各自治体向けに発出された基準でございます。

このときの基準改正の趣旨につきましては、活動服について機能性及びデザイン性の向上を図り、消防団員の士気向上等に資する観点から、消防団員等の意見を踏まえて活動上着及び活動ズボンの型式を変更することとしたという説明でございました。主な変更点につきましては、紺色を基調とし、消防の象徴カラーであるオレンジ色を活用する従前の服制を踏襲しつつ、夜間活動時の視認性及び注目度を高めるため、オレンジ色の配色を増やす変更をしたとなっております。また、袖口のボタンがファスナーに変更されて、脱着の容易さにも配慮されたものとなっております。

今回、上着、ズボンでございましたので、実際の活動服のうち、アポロキャップ、ベルトにつきましては、基準が変更されておられませんので、従前のままでございます。

それと、前回の制服の改正の時期でございますが、本町では平成14年度に実施をしておりますので、おおむね20年の経過でございます。また、更新時期の判断は、自治体ごとに異なりますので、まちまちという状況でございますが、本町としましては、府内の各団の整備状況等をお聞かせいただく中で、令和3年度の基準適合に向けて事業を実施させていただいたところでございますが、おおむね半数ほどが新基準のほうに切り替わっておる状況だというふうに聞かせていただいております。

以上です。

○議長（濱野茂樹君） 2番、上辻議員。

○2番（上辻 亨君） 決算付属書96ページ、桜が丘運動公園等管理運営費ということで、テニスコートの使用回数が5回ということですが、現在、テニスコートの横のトイレが使えない状況にあります。今後どういうふうにするのかちょっとお聞きしたいです。

○議長（濱野茂樹君） 増井次長。

○教育次長（増井和彦君） 桜が丘運動公園のテニスコートのトイレについて、今後の方向性についてお答えをしたいと思います。

上辻議員さんおっしゃるように、現在、テニスコート自体も片面がちょっと起伏が出ておったりとかしておって、使用も非常に難しい状況で、片面利用ということで今使っていただいております。

それから、トイレについては、いろいろ水道管等のトラブル等もありまして、修繕となると高額になるという関係もあって、現在、様子見をしておるという状況です。

トイレについては、今後、状況も見ながら、修繕になるのか、もう使用しないかといったところの辺も十分に見極めていきたいと思っておりますし、現在、グラウンド側に、ちょっと上のほうになりますけれども、トイレがありますので、そういったところの代替といいますか、共有で使っていくということもちょっと考えていきたいというふうに思っております。

○議長（濱野茂樹君） 3番、長谷川議員。

○3番（長谷川貴之君） すみません、先ほどと同じ消防費の件です。付属書79ページの消防艇

についてでございます。伊根地区におきましては、重伝建、また舟屋を活用した観光関連施設の増加によって、自治体でも珍しい消防艇というのは、今後、町内においても非常に大きな役割、防災の観点からもあると思います。この消防艇があとどれぐらいもつものなのか。材質等を考えると、耐用年数等はどれぐらいのものなのか。また、今後のそういう計画があるのか。令和3年度におきましても、修繕費が少しずつつかかっているように感じておりますので、何か計画があるようでしたらお聞かせください。

○議長（濱野茂樹君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） ただいま長谷川議員からいただきました質問、消防艇の更新時期、計画等についてでございますが、まず更新計画につきましては、現在のところまだ想定をしていないところでございます。現在の消防艇の建造時でございます平成10年度なんですけれども、この際に、議員ご指摘のとおり材質ですね、選定した経過なんですけれども、当時はFRP製船体と、現在採用しておりますアルミ合金製の船体、これが選択肢としてございまして、こちらのアルミ合金製船体を選択した理由の大きな理由が、まず1つ目は難燃性であるということ、もう1つが、FRP製に比べても耐久性に富むという理由がございまして、設計を担当した事務所からは、適切なメンテナンスを実施することによって、数十年の使用が可能ですよということは助言としていただいております。現在、20年を超えてきたところではあるんですけれども、そのときの助言の中で、主機関やポンプ等の老朽化は、船体と比べて早く進むということが想定されるので、主機関、ポンプの更新といいますか、積替え、メンテナンス等によって船体は継続利用が可能な設計をしてあるという助言をいただいております。

ご指摘のとおり修繕費につきまして徐々に徐々に増加の傾向でございますが、毎年必要なところの更新はさせていただいていながらも、そのほか不測の修繕等もさせていただいておるとい実態はございますが、もうしばらく現状で適切な管理をしながら継続しての利用を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（濱野茂樹君） ほかに質疑はございませんか。5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） 決算付属書の94ページで、本庄のコミュニティセンターで図書室の蔵書数のことなんですけれども、住民さん以外からも寄附があったように書いてありますが、どこからの寄附が多かったんですか。

○議長（濱野茂樹君） 増井次長。

○教育次長（増井和彦君） 本庄コミュニティセンターの蔵書の寄附の欄についてご説明申し上げたいと思います。府内の公立の図書館等で不要となった図書について、手上げ方式により譲り受けた図書が主なものでございます。さらに、近年町外者から譲り受けた図書が整理できておらず、今回、令和3年度中に整理し、配架したものと併せて140冊を寄附欄に計上させていただきました。

○議長（濱野茂樹君） ほかに質疑はございませんか。3番、長谷川議員。

○3番（長谷川貴之君） 決算付属書の89ページです。学校ICT環境整備事業、これは小学校費と中学校費にも共通するんですが、校務支援システムの運用ということで、京都府の共同利用型校務支援システムというものはどういったものなのか。また、令和3年4月から本格運用開始ということなんですが、学校教職員の働き方改革にどのようにつながってきているのか教えてください。

○議長（濱野茂樹君） 増井次長。

○教育次長（増井和彦君） それでは、校務支援システムの内容と、それからその運用開始によって働き方改革につながるとかということについてお答えをしたいと思います。

まずは、校務支援システムの運用についてでございますが、京都府市町村教育情報化推進協議会の共同調達事業の事業者と校務支援システム利用契約を締結しまして、伊根町全体の小中学校で利用しております。この本格施行に関しましては、令和3年4月から各校の先生方に覚えていただくため、令和2年度中にはお試し期間として実際に使用を開始しております。

校務支援システムでは、小学校、中学校併せて児童生徒の出席簿、それから通知表の作成、成績一覧表、指導要録及びその抄本の作成が可能となっております。これが一元で管理ができるというシステムでございます。

2つ目の質問で、校務支援システムを導入する前は、それぞれ学校の先生方がエクセル等を利用

して通知表などを作成してございましたけれども、この校務支援システム導入後は、データの共有もでき、効率的に業務を完了することができるようになったものでございます。教職員の働き方改革には十分つながっているかなというふうに考えております。

○議長（濱野茂樹君） ほかに質疑はございませんか。質疑がないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱野茂樹君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は終結いたします。

休憩いたします。11時まで休憩いたします。

休憩 10時52分

再開 10時59分

○議長（濱野茂樹君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、特別会計の国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算を対象として質疑をいたします。

なお、質疑につきましては、決算に関することのみとさせていただきますので、ご了承をお願いします。

事業勘定の質疑はございませんか。質疑はありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱野茂樹君） 異議なしと認めます。

よって、事業勘定の質疑は終結いたします。

次に、国民健康保険特別会計の伊根診療所勘定及び本庄診療所勘定のおのおの歳入歳出決算を対象として質疑を行います。質疑はありませんか。質疑がないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱野茂樹君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は終結いたします。

次に、簡易水道特別会計歳入歳出決算を対象として質疑を行います。質疑はございませんか。質疑がないようではありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱野茂樹君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は終結いたします。

次に、下水道事業特別会計歳入歳出決算を対象として質疑を行います。質疑はありませんか。質疑がないようではありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱野茂樹君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は終結いたします。

次に、財産区特別会計歳入歳出決算を対象として質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしの声がありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱野茂樹君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は終結いたします。

次に、介護保険特別会計保険事業勘定及び介護サービス事業勘定を対象として質疑を行います。5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） すみません、決算付属書の139ページで、在宅医療・介護連携推進事業費で、いねばんを活用してコロナ禍で交流会が行われたということはよかったと思うんですけども、参加者は何名で、どのような内容で行われたのか聞かせてください。

○議長（濱野茂樹君） 石野課長。

○保健福祉課長（石野 靖君） 手持ちに資料がございませんので、後ほど回答させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（濱野茂樹君） ほかに質疑はございませんか。

休憩いたします。11時20分まで休憩といたします。

休憩 11時09分

再開 11時19分

○議長（濱野茂樹君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの質問に対しては答弁保留となっておりますので、後ほど回答いただくこととさせていただきます、議事を進めます。

後ほど介護保険特別会計については質疑の時間を設けますので、先に進めます。

次に、訪問看護事業特別会計歳入歳出決算を対象として質疑を行います。質疑はありませんか。質疑はありませんか。質疑がないようではありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱野茂樹君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は終結いたします。

最後に、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を対象として質疑を行います。質疑はありませんか。質疑がないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱野茂樹君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は終結いたします。

答弁保留分を除き、以上で令和3年度歳入歳出決算の全ての会計の質疑が終わりましたが、この際、全ての会計を通して何か質疑がありましたら、これを受けることといたします。5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） 決算付属書の118ページで、職員給の状況というところで、その他の手当で時間外勤務手当が増えているんですけれども、特に、すみません、管理職特別勤務手当が大幅に増額になっていると思うんですけれども、その理由を教えてください。

○議長（濱野茂樹君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） 時間外勤務手当と管理職特別勤務手当の増額の理由でございますが、このどちらの手当につきましても、増えました理由の中で最も大きいものは、新型コロナワクチンの接種を休日に、特に第1回目、第2回目接種を行ったことによって、休日給の支払いと、管理職特別勤務手当の支払いが発生したことによるものでございます。管理職特別勤務手当も特に何倍にもなっておる状況なんでございますが、職員の場合は、平日時間外につきましても時間外勤務手当があるんですけれども、管理職の場合は休日出勤、または深夜だけでございますので、休日によってこのように増加しております。

ワクチン接種分だけで管理職特別勤務手当60万9,000円の増額になっておりますほか、管理職で対応させていただきました保育園での感染者対応や保護者への連絡、保育士が感染した場合の土曜保育のシフト勤務が利かない部分の対応、こういった場合で十数万円の増加。あとは、平成2年度は選挙の執行がありませんでしたが、平成3年度、衆議院議員選挙、こちらはそんなに大きな額ではないんですけれども、6万円。これらを合算しましたものが前年度との比較増加の要因でございます。

○議長（濱野茂樹君） ここで、答弁保留のございました介護保険特別会計の答弁を求めたいと思います。石野課長。

○保健福祉課長（石野 靖君） 先ほど山根議員から質問がありました介護保険特別会計での在宅医療・介護連携推進事業の内容です。参加された人数は全部で20人、そのうち、説明に書いてありますとおり、看取りの交流会ということで、一般の住民の方、家で介護をされて、最期、お亡くなりになられるまで看取られた方が7人の参加があったようです。

内容としましては、医師も含め医療、介護といった従事者が20人の中に含まれていますので、医師から在宅での看取り、介護の状況などを聞き取り、今後の在宅医療に向けたいろいろな実際にされた方の意見を聞き、参考にされながら、今後の在宅看取りにつなげていきたいというような内容で開催させていただきました。

○議長（濱野茂樹君） ほかに一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算について質疑はありませんか。質疑はございませんか。質疑がないようですが、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算について質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱野茂樹君） 異議なしと認めます。

これで議案第49号 令和3年度伊根町歳入歳出決算の質疑を終わります。

◎ 散 会

○議長（濱野茂樹君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

本日で全ての決算質疑が終了しましたので、9月21日に予定しておりました本会議は休会とし、最終日22日は午前9時30分から開催する予定でありますので、よろしくお願ひします。

なお、初めに一般質問から行います。

散会 11時27分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員